

なぜ中国のマスメディアでは 性的表現が日本より少ないのか

— 性的なことからへの態度とマスメディアの規制に着目して —

周 密
(2019年10月3日受理)

Why are Fewer Sexual Expressions Used in the Chinese Media than in the Japanese Media:
Chinese Sexual Attitudes and Media Regulations

Mi Zhou

Abstract: Fewer sexual expressions are used in Chinese media compared to Japanese media and the reason for this was explored from the perspectives of sexual attitudes and media regulation. The absence of the courtesan model in Chinese society was found to lead to the tendency of not talking about sexual expressions in public places. Compared with Japan, detailed sexual expressions in China may be considered “obscene” according to contemporary China’s laws and regulations. The punishment is also more severe. Under these social conditions, public use of sexual expressions is discouraged in Chinese mass media, which plays an important role as the Chinese government’s propaganda system.

Key words: sexual expressions, mass media, Chinese society, Japanese society
キーワード：性的表現、マスメディア、中国社会、日本社会

1. はじめに

日本に比べて、中国（注1）のテレビコマーシャルにおいては女性のセクシーなシーンが少ないこと（張 2017）やポップソングの歌詞において「性的な存在として描かれる」女性が見られないことが報告されている（周 2018）。具体的には、日本の多くのテレビコマーシャルでは女性の肌をセールスポイントとして用いられてきているが（例：全日本公輪の「スカイホリデー 沖縄マックロネシア人」1980）、中国のテレビコマーシャルでは「都市麗人」（2012）のような、女優がセクシーな姿で出演する「性的に大胆な表現で提示する広告はやはり画期的である」（張 2017：27）とされ、中央テレビ局によって放送禁止とされた事例も報告される（張 2017）。また、1990年から2009年までのポップソングの歌詞に表される「女」を含む表現（例：「女」

「少女」）に着目した周（2018）では、中国の歌詞ではどの年代においても「性的な存在として描かれる」女性が見られないが、日本の歌詞では1990年代には「性的な存在として描かれる」女性が最も多く、2000年代においても2番目に多く見られることが報告されている。

しかしながら、なぜ中国のマスメディアにおいてそのように女性に関わる性的表現が少ないのかについて、それらの研究では十分に考察されていない。周（2018）では女性のセクシュアリティに関して保守的な観念を持つ中国社会では、マスメディアにおいても性的表現が規制されていると述べられているが、なぜ女性のセクシュアリティに関して中国はより保守的なのか、性的表現がどのように規制されているのかについては検討されていない。

中国のマスメディアでの性的表現の少なさに慣れた

中国人は、日本のマスメディアでの性的表現の多さに違和感を覚え、偏見が生じる場合がある。例えば、日本のアニメ・マンガでの色情的内容が中国の青少年に悪影響を与える恐れがあるとみなされる（郭・陳 2018）など、日本社会に対する偏見が生じることも指摘されている。同じく男性優位社会と言われる日中の社会であるが、そこで表される性的表現に関してなぜ異なるかを検討することで、両社会のさらなる理解につながると考えられる。特に、メディア・コンテンツで見られるジェンダーは、社会の実態を反映しつつも、井上（2004）で指摘されるように、意図的に選別され加工される側面もある。

そこで、本稿では、中国社会における女性の性的なことがらへの態度、及び中国のマスメディアにおける性的表現に対する規制、という二つの側面から考察を行う。まず、中国の社会的背景を日本社会と比較する。次に、両国の社会的背景をふまえた上で、中国のテレビコマーシャルと歌詞において女性に関する性的表現が少ない理由を考究する。

2. 中国社会における女性の性的なことがらへの態度 —日本社会と比較して

中国社会における女性の性的なことがらへの態度を歴史的に見た時、まず挙げられるのは、貞操観念が強い女を褒めることが記されている先秦時代の『礼記』（孫・劉 2015）や、その後に記された女性の淑徳や貞操観念を評価する女訓書である。それらの女訓書は、女性の物語を中心に構成される「物語型」と、女性のあり方などを唱え、「女はこうすべきである」といった具体的項目を示す「教説型」に分けられる（関西中国女性史研究会 2014: 34）。年代を見ると、まず、女性の淑徳や貞操観念を高く評価した『礼記』が現れ、その後に「良い女」の物語をまとめた『列女伝』や専ら女性の言語行動について定めた『女誡』が現れている。ここから、まず「良い女はこうするものだ」という価値観が語られ、その後に「女はこうすべきだ」という女性の振舞いに関する規定が作られたことが分かる。このような過程において、女性は三従四徳（注2）・貞操を守るという女性の性的なことがらへの保守的な態度が終始語られ続けてきた（張 2010）。近代では、貞操を守るために過激なことをするべきではないという主張も見られるが（注3）、貞操を守った処女を好む（中国語：「処女情结」）という考え方は、現代社会でも存在している（張・饒 2007）。1998年から1999年まで八つの省市で行われた意識調査（30歳

以下351人、30歳～39歳667人、40歳～49歳694人、50歳以上214人）では、貞操を守ることは女性にとって重要ではないと答えた人は14.2%（王・楼・涂・高 2003）のみであった。

一方、日本社会における女性の性的なことがらへの態度を見ると、まず、女訓書の内容に関して中国とは異なる。中国の女訓書『列女伝』に相当するものとして日本では『本朝列女伝』があるが、妓女（巻7）が立てられているという点で中国と大きく異なる（関西中国女性史研究会 2014）。つまり、中国社会で伝記の語りの対象とされない性風俗に従事する女性が、日本社会では伝記の語りの対象の一つとして語られているのである。現代社会の女性には、明確に都市文化の華として生き続けたり、援助交際などを使ったりする新しい「遊女」たちが見られる（加藤 1998）。日本社会での女性の性的なことがらへの態度は、中国社会ほど保守的ではないと言える。2003年に行われた高校生を対象とした意識調査（日本1006人、中国1310人）では、「結婚前は純潔を守るべきである」という質問項目について「全くそう思う」「まあそう思う」と答えた日本人女性は29.2%であり、中国人女性は76.5%であった（注4）。

中国社会における女性の性的なことがらへの保守的な態度は、性的なことがらに関わる女性に対する否定的評価を生じさせ、公の場で女性の性的表現が語られることが少なくなることにつながる。女性に対する日中の辞書の記述を見ると、女性を評価する際には、家庭で身分をもつ女性と、性風俗に従事する女性に分けられる。日本では両者に対する評価基準が異なるため、後者に対して寛容性を持つ（陳 2013）。一方、中国では前者が評価基準の中心に据えられるため、後者をより低く貶す傾向があるとされるという（陳 2013）。例えば、中国語の「良家婦女」（水商売に関係ない良家の婦人）に示されるように、中国では夫のために貞潔を守る女性像が求められるため、そこから離れる女性は「破鞋」（ふしだらな女、直訳：破れた靴）や「狐狸精」（男をたぶらかす色っぽい女、直訳：狐の妖怪）のように低く貶されることになる（陳 2013）。

では、なぜ中国社会では女性の性的なことがらへの保守的な態度が見られるのであろうか。長年、中国社会に影響を与え続けた儒教思想は、女性からの性愛に対する要求を「淫」として批判するが（関西中国女性史研究会 2014）、その根底には女性が主導権を握ることを恐れるという男性の意識が存在していると考えられる。中国社会において、女性は権力を持つ男性に従属し、男性の付属品であり（孫 2010）コントロールされてきた。中国の女性は、家庭外では貞潔を守

り、欲情してはいけないが、結婚して子供を産むと、中国型家父長制では、妻や母としてこの女性たちが権力層の上位を占めることが認められる（白水 2001）。つまり、男性化せずに女性として権力をもつことが許されるということである。一方、日本では妻や母としての女性は権力層の上位を占めないとされる（白水 2001）。言い換えれば、中国の女性らしさには権力の上位性がある程度許されるが、日本の女性らしさには権力の上位性が含まれないということである。

このように、同じく男性優位型社会と言われる日本と中国であるが、中国の社会では、一部の女性の権力が認められつつ、男性優位型の社会が維持されている。そのような社会を維持するには、より女性らしさをコントロールする必要がある、女性たちによって権力層の上位が奪取されることに対する危惧も大きくなると考えられる。このような動機に支えられて、中国社会では、女性が男性をたぶらかすような性的なことに関わる女性が社会の中でマイナス評価され、女性の性的なことへの保守的な態度が見られるようになったと考えられる。

このような考え方が、社会の実態を反映するメディア・コンテンツにも影響を与えていると考えられるが、前述したように、メディア・コンテンツは発信者によって選別され加工される側面もある（井上 2004）。そこで、以下においては、現代中国のマスメディアにおける性的表現に対する規制を日本と比較しながら、検討していく。

3. 現代中国のマスメディアにおける性的表現に対する規制 — 日本と比較して

マスメディアは、「政治の宣伝部門」（中国語：政治喉舌）と「市場の利益の追求者」という二つの性質を持つ（李 2013：86）。現代中国のマスメディアの場合、産業化しているにもかかわらず、権力の当局によって作為的に管理されることが指摘されている（渡邊 2012）。すなわち「政治の宣伝部門」としての役割が濃いということである。そこで、中国におけるマスメディアの役割を検討する際にはまず、中国の法律や法規におけるマスメディアの取締りに関する内容を見る必要がある。

マスメディアで語られる内容について現在、「中华人民共和国刑法」のほか、ラジオ・テレビの取締りを目的として制定される法律・法規としては法的効力が最も高い法規である「广播电视管理条例」（郭・孫・龔 2006）、広告活動を規律する「中华人民共和国广

告法」、映画業界の秩序を維持する「中华人民共和国电影产业促进法」、音響・映像製品を管理する「音像制品管理条例」、出版活動を管理する「出版管理条例」が挙げられる。その中で、まず「中华人民共和国刑法」において、性的内容が語られるときには、わいせつな内容が含まれないよう、わいせつ物の定義が以下のように明記されている。

「本法で定めるわいせつ物とは、性行為を具体的に描写する、または色情を露骨に宣伝する性的欲望を唆す書籍、映画フィルム、ビデオテープ、録音テープ、写真その他を指す。生理学的、医学的知識に関する学術書、芸術的価値をもつ文化芸術作品はわいせつ物と見なさない。」（本法所称淫秽物品，是指具体描绘性行为或者露骨宣扬色情的诲淫性的书刊，影片，录像带，录音带，图片及其他淫秽物品。有关人体生理、医学知识的科学著作不是淫秽物品。包含有色情内容的有艺术价值的文学、艺术作品不视为淫秽物品。）（注5）

一方、日本でもわいせつ物の頒布は刑法175条に基づき禁止されるが、「わいせつ」の定義は明記されていない。近年の判例を見ると、「わいせつ物」として判定されたのは、映像や画像で性器の直接展示・描写を主な内容としたものである（注6）。このように、性的表現のうち、どのようなものが「わいせつ」であるかに関して、中国の法律では日本と比べて細かく定義されていると言える。

次に、マスメディアで語られる内容を規定するものとして「广播电视管理条例」「中华人民共和国广告法」「中华人民共和国电影产业促进法」「音像制品管理条例」「出版管理条例」がある。一例として、「广播电视管理条例」では、わいせつや色情的な内容について次のように規定されている。

「ラジオ局・テレビ局は放送番組の品質を向上させ、国産の優秀な番組を増加すべきであり、次の各号に掲げる内容を含む番組制作と放送は禁止する。…（六）わいせつや迷信、暴力を宣伝するもの。」（广播电台、电视台应当提高广播电视节目质量，增加国产优秀节目数量，禁止制作，播放载有下列内容的节目：…（六）宣扬淫秽，迷信或者渲染暴力的）（注7）

それに対して、日本では2010年に、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、電気通信役務利用放送法、放送法が新たな「放送法」として統合され、各種の放送形態に対する制度を統合する法律が成立した。このような「放送法」の

ほか、広告・表示まつわる「不当景品類及び不当表示防止法」や「特定商取引に関する法律」（注8）、映画や音響製品に関する「映画の盗撮の防止に関する法律」や「著作権法」、音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」が挙げられる。それらの内容を見ると、わいせつや色情的な内容に対する規制は中国と比べて緩やかである。

まず、「放送法」では、わいせつを宣伝するものは禁止する、という禁止規定は見られず、放送番組の編集等に関する通則に「公安及び善良な風俗を害しないこと」（注9）、放送番組の編集等に関する特例に「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと」（注10）と明記されているのみである。

また、マスメディアで語られる性的表現がわいせつや色情として判断された際の罰則に関して、中国では「中华人民共和国刑法」「广播电视管理条例」「中华人民共和国广告法」「中华人民共和国电影产业促进法」「音像制品管理条例」「出版管理条例」の規定に違反したときには、罰則が明確に設けられている。例えば「中华人民共和国刑法」では以下のように罰則が明記されている。

「利益の取得を目的として、わいせつ物を製作、コピー、出版、販売、伝播した場合、3年以下の有期徒刑、拘役、または管制に処し、罰金を併科する。情状が深刻な場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が非常に深刻な場合、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金または財産の没収を併科する。」（以牟利为目的，制作，复制，出版，贩卖，传播淫秽物品，处三年以下有期徒刑，拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。）

このように、中国のマスメディアで性的内容が語られるときには、わいせつな内容が含まれると判断されると、その製作・放送は法律や法規による明確な罰則を受けるという特徴が見られる。近年の判例を見ると、公安局に所属するわいせつ物審査認定グループ（公安局淫秽物品审查鉴定组）による「わいせつ」物の判定を経て、ウェブサイト上でわいせつな内容が含まれるビデオを販売し、不法収入約5700元を得た者に対して、懲役12年、罰金1000元の判決が下された（注11）。また、ネットでダウンロードしたわいせつな内容が含まれるビデオや写真を販売し、不法収入2479元を得た者に対

して、懲役2年3ヶ月、罰金4000元の判決が下された（注12）。さらに、わいせつな内容が含まれる小説を製作して販売し、不法収入約150000元を得た者に対しては、懲役10年6ヶ月、罰金270000元の判決が下されている（注13）。

一方、日本でも中国と同様に、わいせつ物の頒布は刑法175条に基づいて禁止されるが、中国と比べれば懲役期間が短く、細かく規定されていないと言える。以下に例を示す。

「わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。」

また、日本の「放送法」では、わいせつな内容の製作・放送に対する罰則が明記されていない。日本では憲法により「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」が保障されているため、番組の内容に対しては、実質的に自主規制の領域にゆだねられている（原田 2011）。また、近年の判例を見ると、わいせつな画像を頒布した事例に対して、懲役1年や懲役1年6ヶ月といった判決が下されている（注14）。このように、性的表現のうちで、どのようなものが「わいせつ」であるかに関して、中国の法律や法規では日本よりも細かく定義されるとともに、実施過程においても処罰がより厳しいと言える。

4. 規制下に置かれる「性」と中国のマスメディア市場

中国のマスメディアにおける性的表現は、法律や法規によって細かく規制されているが、「市場の利益の追求者」でもあるため、張（2017）で指摘されるように、テレビコマーシャルにおいてセクシーなシーンが存在しないわけではない。ただし、張（2017）の指摘は公開された放送映像に限られている。放送映像のほか、音声や文字メディアもあるが、これらのメディア形態において規制下に置かれる「性」はどのように公開を制限されつつも表現されるのであろうか。この点について、李（2014a, 2014b）では、中国のマスメディアの発展の歴史が1978年から2010年までまとめられているが、そのうちの、特にわいせつや色情的な表現に

なぜ中国のマスメディアでは性的表現が日本より少ないのか
— 性的なことがらへの態度とマスメディアの規制に着目して —

関わる内容を取り出したものが表1である。なお、表1においては、中国のマスメディアが機能し始めたと言われる(李 2014a) 1980年代以降の変化についてまとめてある。

表1を見ると、1982年から1991年まで、「性」は音声・映像メディア(音響・映像製品)に見られるが、それらは主に海外からの輸入やひそかな生産を通してのものであり、公開度は比較的低いと言える。1994年から2005年までは、ラジオ局の生放送という音声メディアでの表現がある程度許容され、2006年以降になると、テレビ番組または広告、映画という映像メディアに「性」が見られ始めた。ここから、公開された放送映像に「性」が登場するのは2006年以降であること

が確認される。

ただし、具体的な内容を見ると、テレビ番組に表される「性」は浮気や性体験の話、不倫の話であり(李 2014b)、いずれも映像ではなく「語り」に限られている。広告も、性の病気を治療する病院や薬を宣伝するもの(李 2014b)のみである。映画では、「性」に関する修正版が上映されているが、上映途中で禁止された事例も見られる(注15)。映画に関して、中国ではまだ映画のレーティングシステムができていない。そのため、中国のマスメディアで「性」を公開し、語ることはある程度許容されているが、映像で放送することに対してはまだ許容度が低いと言えよう。

一方、同年代の日本のマスメディアは、中国より

表1 中国のマスメディアにおいて公開された「性」(1980年代以降)

年代	主なメディア形態	「性」の主な内容	公開度
1982～ 1988	文字メディア： <u>書籍</u> 、 <u>新聞紙</u> 音声・映像メディア： <u>音響・映像製品</u>	芸術ヌード(「人体艺术」)、性行為の具体的な描写、色情的・淫らな人物像や場面	密輸(海外のビデオテープ)、 <u>乡镇</u> (県レベルの配下にある小規模な集落)で開設される印刷所で印刷
1989～ 1991	文字メディア： <u>書籍</u> 、 <u>新聞紙</u> 、 <u>ハガキ</u> 音声・映像メディア： <u>音響・映像製品</u>	性行為やテクニックの具体的な描写、セックスにまつわる知識	輸入(海外のビデオテープ、書籍)、出版社が「版号」(出版物、刊行物、ディスクの生産等許認可)を売出し、裏の工場に生産を委託
1994～ 1997	文字メディア： <u>新聞紙</u> 、 <u>書籍</u> 音声メディア： <u>ラジオ番組</u>	セックスの楽しさ、ヌード、性行為の具体的な描写、法規制ぎりぎりの性の描写、セックスにまつわる知識	法的許可を得た新聞紙の「副刊」(文芸作品を定期的に載せる特別欄や特別ページ)で掲載、(省クラスの)ラジオ局の生放送
2003～ 2005	文字メディア： <u>新聞紙</u> 、 <u>書籍</u> 文字・音声メディア： <u>ラジオ番組</u> 、 <u>ネットニュース</u>	色情、セックスシーンの細かい描写(性体験を含む)、淫らな人物像、セックスにまつわる知識	法的許可を得た新聞紙やウェブサイトで宣伝、(省クラスの)ラジオ局の生放送、女性誌で掲載
2006～ 2010	文字メディア： <u>新聞紙</u> 、 <u>書籍</u> 文字・音声メディア： <u>ラジオ番組</u> 、 <u>ネットニュース</u> 映像・音声メディア： <u>テレビ番組</u> または <u>広告</u> 、 <u>映画</u>	色情、性に関する具体的な言説(性倒錯、性体験、性器をはじめとするプライベートゾーンの描写、性を連想させるセリフ、不倫の体験を含む)、性の病気や薬	法的許可を得た新聞紙やテレビ局、ウェブサイトでの広告或いはニュース、番組として公開、(省クラスの)ラジオ局の生放送、公開上映

も放送映像の「性」に対して許容度が高いと言える。1980年代において、海外からの輸入やひそかな生産を通して放送映像の「性」を表現する中国に対して、日本では、1980年代にはアダルト・ビデオの普及が指摘される(南谷, 2012)。また、2000年代によく「性」がテレビ番組または広告、映画に登場した中国に対して、日本では1990年にはすでにケーブルテレビにポルノ専門チャンネルが開設されている。なお、2000年代にはアダルト映像配信業の衰退化が見られる(南谷, 2012)。テレビや映像配信サービスで公開される番組には依然として性的なシーンが含まれている。映画では、12歳・15歳・18歳未満の鑑賞を、条件付き鑑賞または禁止とするPG12区分・R15+区分・R18+区分と分類されるレイティングシステムができてきている(今泉 2011)。法的規制を受けてはいるものの性風俗産業の存在が公的に認められる日本に対して、性風俗産業の存在が公的に認められない中国という両国の「性」に対する態度も、このような放送映像における「性」への許容度に反映されていると考えられる。

マスメディアに表される「性」に関しては、中国のポップソングの歌詞において「性的な存在として描かれる」女性像が見られないことも報告されている(周 2018)。この点に関して、「音像制品管理条例」や「广播电视管理条例」といった法規によって歌の「性」が制限される以前の問題として、1980年頃の中国社会では、恋愛感情を公開の場で歌うことに対する批判が大きい。例えば、1979年のテレビドラマの挿入歌であった「郷恋」に、「わたしの情愛 わたしの甘い夢 永遠にあなたの胸の中に残る」(我的情愛 我的美梦 永远留在 你的怀中)という歌詞があるが、当時、私的感情を露骨に表現したという理由で批判を浴びており、放送も一時禁止された(李 2014a)。しかし1983年に、中国中央電視台春節聯歡晚会で視聴者からの要望に応じて再び放送された(李 2014a)。「郷恋」の解禁に伴い、私的感情を歌う歌は徐々に認められるようになった。ただし、「愛」を公に歌うことができても、「性」を歌う歌が知られるようになったのはさらに後のことである。

上記の例以外にも、2005年に出された歌である「香水有毒」に「あなたの体には彼女の香水の香りがある これは私の鼻が犯した罪 彼女の美しさを嗅ぎつけるべきじゃなかった すべてを拭き去ってあなたと一緒に寝る」(你身上有她的水香味 是我鼻子犯的罪 不该嗅到她的美 擦掉一切陪你睡)という歌詞がある。「香水有毒」は当時インターネット上で話題になったが、露骨な色情描写や、青少年の心身の成長に悪影響を及ぼす(王 2007)という理由で大きく批判されて

いる。このように、中国のマスメディアでは、法律や法規による規制に加え、「性」について歌うことはマスメディア業界でも奨励されていない。

それに対して、日本では放送禁止の歌を決める根拠となる「放送音楽などの取り扱い内規」に性的表現を規制する規定があるが、法的な強制力や罰則はなく、内規の取扱いは各放送局が「事なかれ主義」的な判断を行う可能性があるとする(山口・伊佐 2003)。言い換えれば、自由度が比較的高いと言える。歌詞に性的表現が含まれていることは、社会の一部の現状をそのまま反映しているためであると考えられる。

以上の要因を重ねて見ると、日本のマスメディアに比べて、中国のマスメディアでは、法律や法規による細かい規制に加えて、マスメディア業界でも性的表現が望まれないために、ポップソングの歌詞中に「性的な存在として描かれる」女性像が見られないと考えられる。

5. おわりに

本稿では、中国のマスメディアで女性に関する性的表現が日本のマスメディアよりも少ない原因について、中国社会における女性の性的なことがらへの態度と現代中国のマスメディアにおける性的表現に対する規制という観点から、日本社会と比較しつつ検討した。その結果、中国社会における女性の性的なことがらへの保守的な態度と、「政治の宣伝部門」としての役割が濃い中国のマスメディアの性質と密接に関わることが分かった。後者に関しては具体的に、中国の法律や法規ではより細かく性的表現を「わいせつ」だと判定され、処罰もより厳しいことと、マスメディア業界においても性的表現が望まれないことが指摘される。

本稿は、中国のマスメディアにおける「性」について包括的に論じたが、マスメディアにおける「性」について詳細に明らかにするためにはマスメディアの形態ごとにさらに分析・考察を行う必要がある。この点については今後の課題としたい。

【注】

- 1) 本稿では中国大陸に限定する。
- 2) 「三従」とは「婦人に三従の義があり、独立を享受すべきではない。故に未だ嫁ぐ前は父に従い、嫁いだ後は夫に従い、夫が亡くなったら子息に従うべきである。」(「婦人有三从之义, 无专用之道。故未嫁从父, 既嫁从夫, 夫死从子。』『仪礼・丧服・子夏传』)「四徳」とは「九嬪は婦学の法則を掌握し、九

- 御に教える：婦徳、婦言、婦功、婦容。」(「九嬪掌
妇学之法，以教九御：妇徳、妇言、妇容、妇功。」『周
礼・天官・九嬪』)
- 3) 「…褒扬烈妇烈女杀身殉夫，都是野蛮残忍的法律，
这种法律，在今日没有存在的地位。」胡适「貞操問題」
『新青年』第五卷第1号
- 4) 日本青少年研究所
「高校生生活と意識に関する調査」2004年2月
[http://www1.odn.ne.jp/youth-study/research/
index.html](http://www1.odn.ne.jp/youth-study/research/index.html)
- 5) 「中華人民共和国刑法」2017年11月4日改正 2017
年11月4日施行 第三百六十七条
- 6) 裁判所 判例 わいせつ図画頒布被告事件
平成16年1月13日，2004年
[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/599/
005599_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/599/005599_hanrei.pdf) (2019年2月8日取得)
わいせつ物陳列 わいせつ電磁的記録等送信頒布
わいせつ電磁的記録記録媒体頒布被告事件
平成29年4月13日，2017年
[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/702/
086702_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/702/086702_hanrei.pdf) (2019年2月8日取得)
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列 公然わいせつ被告事
件 平成30年9月11日，2018年
[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/012/
088012_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/012/088012_hanrei.pdf) (2019年2月8日取得)
- 7) 「广播电视管理条例」1997年9月1日公布施行
2017年3月1日改正施行 第三十二条
- 8) リーガルプレスD法律事務所「広告・表示にま
つわる法律・ルールとは？」
[https://www.ys-law.jp/category/1360123.html/
article/13590556.html/](https://www.ys-law.jp/category/1360123.html/article/13590556.html/) (2019年2月8日取得)
- 9) 「放送法」四条 平成二十八年五月二十一日施行
- 10) 「放送法」八十一条 平成二十八年五月二十一日
施行
- 11) 常州市中级人民法院 王亮复制，贩卖，传播淫秽
物品牟利案 2014年8月1日
<http://www.jsczfz.gov.cn/alps/15320.shtml> (2019
年4月28日取得)
- 12) 中国裁判文书网 案件 李洪雷制作，复制，出版，
贩卖，传播淫秽物品牟利罪复核刑事裁定书
2016年7月11日
[http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID
=947a507e-8bf4-4393-8038-f4c004046591&KeyWord=
\(2019年4月27日取得\)](http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=947a507e-8bf4-4393-8038-f4c004046591&KeyWord=(2019年4月27日取得))
- 13) 新京报网 耽美作者“天一”案中的罪与罚
2019年1月4日
<http://www.bjnews.com.cn/inside/2019/01/04/>

- 536523.html (2019年4月28日取得)
- 14) 判例 わいせつ図画頒布被告事件
平成16年1月13日，2004年
[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/599/
005599_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/599/005599_hanrei.pdf) (2019年2月8日取得)
わいせつ画像事件 平成9年9月24日，1997年 [http://
www.translan.com/jucc/precedent-1997-09-24.html](http://www.translan.com/jucc/precedent-1997-09-24.html)
(2019年5月15日取得)
- 15) 例えば，2007年における『苹果』（日本語訳名：『ロ
スト・イン・北京』）の修正版が中国国内で公開上
映されていたが，ネットで無修正版が出回り，無修
正版における性描写がわいせつだと判断され，途中
で上映許可が取り消される事態になった。
[http://ent.sina.com.cn/zl/bagua/blog/2013-11-29/
1554641/3832388613/e46d9c050101h4z9.shtml](http://ent.sina.com.cn/zl/bagua/blog/2013-11-29/1554641/3832388613/e46d9c050101h4z9.shtml) (2019
年2月8日取得)

【参考文献】

- 相原里美 (2014). 中国女性の近代的自我形成と性－
丁玲『慶雲里の小部屋で』を中心に『関西外国語大
学研究論集』100, 135-152.
- 井上康浩 (2004). 『マスメディア・リテラシー－媒体
と情報の構造学』日本評論社.
- 加藤春恵子 (1998). 日本の女性の認識・言論・表現
の自由をめざして. 村松泰子, ヒラリア・ゴスマン
(編)『マスメディアがつくるジェンダー－日独の男
女・家族像を読みとく』(pp.243-268) 新曜社.
- 関西中国女性史研究会 (2014). 『中国女性史入門
増補改訂版』人文書院.
- 五味知子 (2018). 婚姻と「貞節」の構造と変容. 小
浜正子, 下倉渉, 佐々木愛, 高嶋航, 江上幸子 (編)
『中国ジェンダー史研究入門』(pp.193-218) 京都大
学出版会
- 白水紀子 (2001). 『中国女性の20世紀－近現代家父
長制研究』明石書店.
- 原田伸一郎 (2011). 自主規制のモラルティ『日本社
会情報学会全国大会研究発表論文集』71-76.
- 南谷覺正 (2012). 戦後日本の性とマスメディア『群
馬大学社会情報学部研究論集』19, 55-74.
- 山口真也・伊佐常利 (2003). 放送が禁止された歌『文
化情報学研究』2003(2), 51-82.
- 渡邊浩平 (2012). 中国のマスメディア環境をどのよ
うに理解すればよいのか『経済広報』34, 20-22.
- 陳叶斐 (2013). 『漢日隱形性別词语对比研究』華东
师范大学博士論文.
<http://cdmd.cnki.com.cn/Article/CDMD-10269->

- 1013271697.htm
- 郭秀梅·陳茜 (2018). 日本**動漫**对中国青少年的影响现状研究『山东行政学院学报』159, 121-124.
- 郭娅莉·孫江华·龚灏 (2006). 『媒体政策与法规』中国**传媒**大学出版社.
- 李春 (2013). 当代中国**传媒史**纲要 (1978~2010) 『青年记者』28, 84-87.
- 李春 (2014a). 『当代中国**传媒史** (上)』漓江出版社.
- 李春 (2014b). 『当代中国**传媒史** (下)』漓江出版社.
- 孫汝建 (2010). 『汉语的性别歧视与性别差异』华中科技大学出版社.
- 孫哲·劉立夫 (2015). 女权与女德的会通—《女诫》家教意义的现代诠释『湖南大学学报 (社会科学版)』29, 144-148.
- 王波·楼超华·涂晓雯·高尔生 (2003). 计划生育工作者对婚前性行为 and 人工流产的态度与看法『生殖与避孕』23(2), 88-94.
- 王平平 (2007). 网上红歌《香水有毒》惹来争议：唱出都市女性心声，还是会教坏青少年？『北方音乐』2007 (2), 59.
- 巫仁恕 (2003). 「妖婦」乎？「女仙」乎？—論明代山東唐賽兒的形象轉變. 呂芳上 (主編) 『近代中國的婦女與社會1600-1950』(pp.1-38) 中央研究院近代史研究所.
- 武舟 (2006). 『中国妓女文化史』东方出版中心.
- 張晨阳 (2010). 『当代中国**大众传媒**中的性别图景』中国**传媒**大学出版社.
- 張帥 (2017). テレビ CM の広告表現から見る日中文化比較—広告が問題化する要因とは『教養デザイン研究論集』11, 21-40.
- 張婷·饶夏 (2007). 从“处女情结”看当代女大学生性观念与性教育『科技信息 (学术研究)』21, 5.
- 周密 (2018). 歌詞に表される「女性」の日中対照研究—1990年代と2000年代を中心として『広島大学教育学研究科紀要』67, 181-190.
- Lu, W. (2008). *True to Her Word: The Faithful Maiden Cult in Late Imperial China*. Stanford, Stanford University Press.

(主任指導教員 永田良太)